

介護保険関係指導監督結果報告書(案)

監査(実地検査)の状況

サービス種類	件数	監査後の措置等						
		指定基準違反・不正請求等なく適正に処理されていた (A)	改善報告 (B)	改善勧告 (C)	改善命令 (D)	指定の効力の一部停止 (E)	指定の効力の全部停止 (F)	指定の取消 (G)
101 訪問介護	43	26	11	6	4	2	1	5
102 訪問入浴介護	12	10	2	0	0	0	0	0
103 訪問看護	23	18	2	1	1	0	0	1
104 訪問リハビリテーション介護	25	19	4	2	2	0	0	1
105 居宅療養管理指導	3	3	0	0	0	0	0	0
106 通所介護	31	28	2	0	0	0	0	1
107 通所リハビリテーション	18	12	5	2	1	1	0	1
701 介護予防認知症対応型通所介護	2	2	0	0	0	0	0	0
702 介護予防小規模多機能型居宅介護	5	3	1	0	0	0	0	1
703 介護予防認知症対応型共同生活介護	2	2	0	0	0	0	0	0
(小計)	9	7	1	0	0	0	0	1
(合計)	321	260	43	21	19	5	2	16

※1 監査後の措置等については、監査の結果に基づき行った行政上の措置等について記入すること。
(例) 監査後に改善勧告→改善命令→指定取消の場合、それぞれの欄に1件として計上すること。

※2 監査後の措置が次年度にまたがる場合については、該当する年度に対応して計上すること。

(例) 監査(H18.2.3)→改善勧告(H18.3.23)→改善命令(H18.4.21)→取消(H18.5.10)

【平成18年度】 件数1件、改善勧告1件 【平成19年度】 改善命令1件、指定取消1件(※平成19年度には“件数”に1件を計上しないこと。)

改善勧告に係る状況調書

件数(C)

No.	事業所名	事業者名	法人種類	サービス種類	改善勧告事由	勧告年月日	公表年月日	経過
					指定基準違反(関係条文)			
1	Aグループホーム	特定非営利活動法人 A	特定非営利法人	地域密着型共同生活介護	厚令 34 第 90 条 第 3 項 第 号 厚令 34 第 98 条 第 3 項 第 号	H18.5.30	H18.6.8	2
2	B 居宅介護支援事業所	有限会社 B	営利法人	居宅介護支援	厚令 38 第 10 条 第 1 項 第 号	H19.3.20		3
3					厚令 第 条 第 項 第 号			
4					厚令 第 条 第 項 第 号			
5					厚令 第 条 第 項 第 号			
6					厚令 第 条 第 項 第 号			
7					厚令 第 条 第 項 第 号			

「法人種類」別シート“一覧表”を参照の上、入力すること

「サービス種別」別シート“一覧表”を参照の上、入力すること

「指定基準違反(関係条文)」改善勧告の根拠条文を入力。

「公表年月日」公表を省略した場合は、入力不要です。

「経過」改善勧告後の状況を下記の該当する“番号”を入力
項目
1: 勧告→命令
2: 勧告→改善報告
3: 勧告→未確定
4: 勧告→その他

- 1. 提出方法 電子媒体によるメールでの報告をお願いします。なお、電子媒体での提出が困難な場合は紙媒体でも構いません。
- 2. 入力方法 上記コメントのとおり
- 3. 留意事項 改善勧告事由が2以上のものについては適宜、行を挿入の上対応すること。

改善命令に係る状況調書

件数(D)

No.	事業所名	事業者名	法人種類	サービス種類	改善命令事由			聴聞年月日	命令年月日	経過
					指定基準違反(関係条文)					
1	ヘルパーステーション C	C株式会社	営利法人	訪問介護	厚令 37 第 5 条 第 1 項 第 号		H18.8.4	H18.9.7	3	
2	Aグループホーム	特定非営利活動法人 A	特定非営利法人	地域密着型共同生活介護	厚令 34 第 90 条 第 3 項 第 号		H18.10.13	H18.10.20	2	
3					厚令 第 条 第 項 第 号					
4					厚令 第 条 第 項 第 号					
5					厚令 第 条 第 項 第 号					
6					厚令 第 条 第 項 第 号					
7					厚令 第 条 第 項 第 号					

「法人種類」別シート「一覧表」を参照の上、入力すること

「サービス種別」別シート「一覧表」を参照の上、入力すること

「指定基準違反(関係条文)」改善命令の根拠条文を入力。

「聴聞年月日」聴聞手続きを省略した場合は、入力不要です。

「経過」改善命令後の状況を下記の該当する「番号」を入力
項目
1:命令→停止
2:命令→取消
3:命令→改善報告
4:命令→未確定

1. 提出方法 電子媒体によるメールでの提出をお願いします。なお、電子媒体での提出が困難な場合は紙媒体でも構いません。
2. 入力方法 上記コメントのとおり
3. 留意事項 改善命令事由が2以上のものについては適宜、行を挿入の上対応すること。

指定の効力全部又は一部停止処分に係る状況調書

件数(E+F)

No.	事業所名	事業者名	法人種類	サービス種類	停止内容	指定の効力の停止事由			聴聞年月日	停止年月日	経過
						介護保険法	指定基準違反(関係条文)				
1	D訪問介護サービス	D株式会社	営利法人	訪問介護	全部	第77条第1項第2号 第77条第1項第3号 第77条第1項第3号 第77条第1項第5号 第77条第1項第6号	厚令第37条第5条第2項第号 厚令第37条第19条第1項第号 厚令第37条第20条第1項第号 厚令第条第項第号 厚令第条第項第号	H18.12.11	H19.1.12	1	
2	D通所介護サービス	D株式会社	営利法人	通所介護	全部	第77条第1項第5号	厚令第条第項第号		H19.1.12	1	
3	E訪問看護サービス	E医療法人	医療法人	訪問看護	一部	第77条第1項第2号	厚令第37条第60条第1項第1号イ	H18.12.20	H19.1.22	2	
4						第条第項第号	厚令第条第項第号				
5						第条第項第号	厚令第条第項第号				
6						第条第項第号	厚令第条第項第号				
7						第条第項第号	厚令第条第項第号				

「法人種類」
別シート「一覧表」を参照の上、入力すること

「サービス種別」
別シート「一覧表」を参照の上、入力すること

「停止内容」
指定の効力の停止について「全部」「一部」を入力。

「介護保険法」
指定の効力の停止処分を行った根拠条文を全て記載。
※人員・設備・運営基準違反で処分を行ったものについては必ず右記の「指定基準違反(関係条文)」の入力が必要です。

「指定基準違反(関係条文)」
左記の「介護保険法」で人員・設備・運営基準違反で処分を行ったものについては必ず入力すること。
なお、人員・設備・運営基準違反以外で処分を行ったものについては入力不要です。

「経過」
指定の効力の停止に至った経緯を下記の該当する「番号」で入力。
項目
1:報告等→停止
2:報告等→勧告→命令→停止

「聴聞年月日」
聴聞手続きを省略した場合は、入力不要です。

1. 提出方法 電子媒体によるメールでの提出をお願いします。なお、電子媒体での提出が困難な場合は紙媒体でも構いません。
2. 入力方法 上記コメントのとおり
3. 留意事項 指定の効力の停止事由が2以上のものについては適宜、行を挿入の上対応すること。

指定取消処分に係る状況調書

件数(G)

No.	事業所名	事業者名	法人種類	サービス種類	指定取消事由		聴聞年月日	取消年月日	経過
					介護保険法	指定基準違反(関係条文)			
1	Aグループホーム	特定非営利活動法人 A	特定非営利法人	地域密着型共同生活介護	第78条9第1項第4号 第78条9第1項第5号 第78条9第1項第8号	厚令34第90条第3項第号 厚令34第98条第3項第号 厚令第条第項第号	H19.1.12	H19.1.19	2
2	F病院	医療法人 F	医療法人	介護療養型医療施設	第114条第1項第2号 第114条第1項第9号	厚令41第2条第1項第1号 厚令第条第項第号	H19.2.8	H19.2.16	1
3					第条第項第号	厚令第条第項第号			
4					第条第項第号	厚令第条第項第号			
5					第条第項第号	厚令第条第項第号			
6					第条第項第号	厚令第条第項第号			
7					第条第項第号	厚令第条第項第号			

「法人種類」別シート「一覧表」を参照の上、入力すること

「サービス種別」別シート「一覧表」を参照の上、入力すること

「介護保険法」指定取消処分を行った根拠条文を全て記載。
※人員・設備・運営基準違反で取消処分を行ったものについては必ず右記の「指定基準違反(関係条文)」の入力が必要です。

「指定基準違反(関係条文)」左記の「介護保険法」で人員・設備・運営基準違反で指定取消処分を行ったものについては必ず入力すること。
なお、人員・設備・運営基準違反以外で処分を行ったものについては入力不要です。

「聴聞年月日」聴聞手続きを省略した場合は、入力不要です。

「経過」指定取消に至った経緯を下記の該当する「番号」で入力。
項目
1: 報告等→取消
2: 報告等→勧告→命令→取消
3: 報告等→勧告→命令→停止→取消
4: 報告等→停止→取消

1. 提出方法
2. 入力方法
3. 留意事項

電子媒体によるメールでの提出をお願いします。なお、電子媒体での提出が困難な場合は紙媒体でも構いません。
上記コメントのとおり
指定取消事由が2以上のものについては適宜、行を挿入の上対応すること。

監査等に伴う返還金等状況調書(過誤調整による返還金)

(単位:千円)

事業区分	返還指示額		収納状況等	
	事業所数	返還額	収納済額	収納未済額
101 指定訪問介護事業所				
102 指定訪問入浴介護事業所				
103 指定訪問看護事業所				
702 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所				
703 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所				
合 計				

注1) 返還指示額とは、都道府県・市町村が平成18年度に行った監査等において、「偽りその他不正の行為」と認められない場合及び錯誤(報酬基準等の解釈誤り、入力誤り、計算誤り等)により、事業者に対して過誤調整による返還を指示した額をいう。

注2) 収納状況等欄には、返還指示額に対する収納状況等を記入するものとする。

注3) 都道府県・市町村の監査等によらない事業者の自主的な自己点検による返還は含まないものとする。

監査等に伴う返還金等状況調書(法第22条第3項に基づく返還金)

(単位:千円)

事業区分		返還指示額		加算請求額		返還請求総額	収納状況等	
		事業所数	返還額	事業所数	返還額		収納済額	収納未済額
101	指定訪問介護事業所	()	()	/	/	()	()	()
102	指定訪問入浴介護事業所	()	()	/	/	()	()	()
703	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	()	()	/	/	()	()	()
合 計		()	()	/	/	()	()	()

- 注1) 返還指示額とは、都道府県・市町村が平成18年度に行った監査等において、法第22条第3項に基づく「偽りその他不正の行為」と認められる場合に、事業者に対して返還を指示した額をいう。
- 注2) 加算請求額とは、法第22条第3項に基づき、返還金に対して40/100の加算を行った額とする。
- 注3) 収納状況等欄には、返還請求総額に対する収納状況等を記入するものとする。
- 注4) 都道府県・市町村の監査等によらない事業者の自主的な自己点検による返還は含まないものとする。
- 注5) 保険者と事業者等の協議等により、過誤調整による返還の場合は、上段()に記載し、納付書による返還の場合は下段に記載すること。
 なお、加算金を含む返還金の場合で、返還金部分は過誤調整により、加算金部分については納付書による場合等はそれぞれの欄に必要事項を記載すること。

集団指導の実施状況

サービス種類		指導事項	実施回数	主たる内容
I	居宅サービス(予防)	1 人員、設備及び運営に関する事項	6	指定基準に関する基本的事項について
		2 報酬請求に関する事項	6	初回加算の取扱いについて、リハビリテーション機能強化加算の取扱いについて、…
		3 その他(指定事務、制度の内容等)	3	指定の更新制度について、欠格事由について、…
		1 人員に関する事項	4	看護職員について、…
IV	地域密着型サービス(予防)	1 人員、設備及び運営に関する事項	10	設備基準について(消防設備、防火設備等について)
		2 報酬請求に関する事項	8	栄養マネジメント加算の取扱いについて、…
		3 その他(指定事務、制度の内容等)	4	指定の更新制度について、欠格事由について、…

注1)「主たる内容」については集団指導で実施した具体的内容を簡潔に記載すること。

実地指導の実施状況

サービス種類		実施回数	基準以外の主たる指導内容
101	指定訪問介護事業所		
102	指定訪問入浴介護事業所		
103	指定通所介護事業所		
104			
301	指定介護老人福祉施設		ノロウイルス等の感染症対策について(施設の取組状況、発生時の対応状況等)
302	介護老人保健施設		ノロウイルス等の感染症対策について(施設の取組状況、発生時の対応状況等)
703	介護予防認知症対応型共同生活介護		
合計			

注1)「実施回数」欄については、サービス種類欄の事業所等に対して実地指導を実施した事業所数とする。

注2)「基準以外の主たる指導内容」欄については、実地指導マニュアルによる身体拘束及び高齢者虐待関係等以外の指導を行った場合に、実施した具体的内容を簡潔に記載すること。